



高齢者と地域のために はたらくナース 看護師職能Ⅱ通信 第2号

2024年2月 発行

岩手県看護協会看護師職能委員会Ⅱ

看護師職能委員会Ⅱは、地域に密着し在宅における生活支援に視点をおき基礎疾患とうまく付き合いながら生活を支援する看護実践の場である高齢者施設、診療所、訪問看護等に勤務する看護職の委員会です。

令和5年、新型コロナウイルス感染症は5類に移行しましたが、常に緊張感をもち業務に臨まれてきたことと思います。そのような中、当委員会の事業にご協力いただき感謝申し上げます。令和5年度の振り返りとともに、令和6年度の「介護施設等で働く看護職の集い」について紹介いたします。



情報提供 介護施設等で働く看護職の皆さまに

2023年5月26日：看護職による患者虐待防止に関する共同声明の発出

日本看護協会は、看護の質の向上を図るため医療安全対策として、看護が提供されるあらゆる場での安全の確保と推進を目指して、事故の未然防止・再発防止の視点で取り組みを行っています。また、医療安全管理者の能力向上、医療機関や在宅・介護施設などの安全の確保に向けて取り組みを進めています。看護師職能委員会Ⅱも研修会の開催を通して、医療・看護安全対策委員会の協力のもとに「医療安全教育」の時間を設けています。

2023年5月に精神科病院における看護職による患者虐待事件及びこれまでの度重なる同様の事件発生を受け、日本看護協会は看護職能団体として再発防止に向け、看護界全体で取り組みを強化することを表明しました。

当委員会でも、看護職の集いの開催時に高齢者虐待防止の周知を図る目的で「虐待防止に向けた取り組みを考える」と題し、医療・看護安全対策委員会から調査結果を踏まえた情報の提供をいただきました。倫理カンファレンスの開催や虐待防止委員会を開催し、多職種で話し合い「気づく」機会を作り、虐待防止につなげる認識を深めることができました。



看護職の倫理綱領



自らの行動を律する職業倫理規定を有することは
専門職の条件の1つです。



日本看護協会は、1988年に我が国初の看護職の行動指針として「看護師の倫理規定」を作成しました。その後、2003年には、それまでの時代の変化に応じた内容に改訂し、「看護者の倫理綱領」として公表しました。公表から17年が経過し、看護を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化していることから見直され、2021年3月に「**看護職の倫理綱領**」が公表されました。「倫理綱領」をあらゆる場で活用し「その人らしい暮らし」を支援できるように活かしていきましょう。

令和5年度「介護施設等で働く看護職の集い」

10月21日（土）13：30～16：00 zoomによるオンライン開催

要介護高齢者の口腔ケアにかかわる看護職が、ケアのポイントの知識を深めるとともに、口の健康は全身の健康につながることを学びました。

「口腔ケアの重要性 ～ 一人ひとりの状態に合わせた口腔ケア ～」

講師：みちえ・やなぎさわ歯科 院長 鈴木美智恵 先生



介護老人保健施設等での訪問歯科診療の経験をもとにご講演いただいた鈴木美智恵先生は「**お口の健康は高齢者のQOLを向上させる出発点です**」と最初にお話してくださいました。

義歯を使用する際のケアのポイントや、姿勢や体位の保持の工夫、義歯の洗浄時の注意点等毎日のケアだからこそ大事にすることを丁寧に伝えてくださいました。

参加者からは「口腔ケアについて医師から学ぶ貴重な体験となった」「口腔内に汚れを残さないケアを実践したい」との感想がありました。

口腔ケアは医療的ケアでもあり、日常的ケアでもあります。ケアに係る看護職として、医師のアドバイスを受けたことは正しく安全な方法で、無理なく要介護高齢者の口腔ケアを継続していくという自信につながりました。

看護職のみなさんへ



疾患のリスクに影響する歯周病患者が高齢者だけでなく、若年層でも増加しています。令和6年度は、健康増進法に基づく自治体の歯周病歯科検診の対象年齢が20歳と30歳を追加する方針となりました。看護職のみなさんも、切れ目のない歯科検診、早期治療で健康な生活をつくりましょう♡

令和6年度の看護職の集いのテーマは 「腰痛予防」です。ぜひ、ご参加ください!!



日時 令和6年9月28日（土）13：30～16：00



医療保健業や社会福祉施設などの保健衛生業は、比較的、腰痛の発生の多い職場となっています。看護職の5～7割が腰痛を抱えているとの調査結果もあり、潜在的な腰痛の実態は深刻といえます。腰痛の発生要因は、動作要因、環境要因、個人的要因のほか、心理・社会的要因も注目されています。

腰に負担の無い介助方法を学び実践に活かす機会としては、いかがでしょうか？
ご参加、お待ちしております。



在宅領域で働く看護師からのメッセージ

【訪問看護ステーションで取り組んでいること】



専門看護師・認定看護師の同行訪問



訪問看護師はご自宅などの限られた環境や状況の中、日々試行錯誤をしながらケアを行っています。日々研鑽を重ねケアを行っていますが、そんな中でも時折、困難な事例もあります。

- 麻薬の疼痛コントロールがなかなか上手くいかない・・・
- 人工肛門の皮膚トラブルを繰り返している・・・
- 褥瘡ケアに悩んでいる・・・
- 利用者様の苦痛を緩和できれば・・・



ステーションスタッフや医師への相談、ケア用品の工夫、専門知識のある人に相談し、対応しています。そのような中でも心強いのが、専門的なスキルをもった看護師の同行です。

同行訪問は、専門看護師・認定看護師が訪問看護師と共に訪問し、在宅で療養している利用者様に対し、ケアを提供することです。

がん関連の専門看護師・認定看護師、皮膚・排泄ケア認定看護師等が専門的な知識や経験をもとにアセスメントやアドバイスをさせていただきます。

色々と工夫を重ねても、ケアに行き詰まることがあり、専門的な看護師の存在は心強く、とても勉強になります。利用者様やご家族も、日々のケア方法や不安を相談出来ることにより安心・安全に地域で在宅療養を継続する一助となっています。



同行訪問

悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている方。真皮を超える褥瘡、他対象となる条件がいくつかあります。利用者様やご家族のご希望を確認し、訪問看護指示医の了解を得た上で、専門看護師・認定看護師に依頼し規定に沿って進めていきます。

訪問時間は1時間程度で、料金は医療保険の区分により算定され、利用者様の負担となります。（例：1割負担の場合 1290円/回）

在宅領域の看護においては多職種連携が不可欠です。岩手県看護協会でも令和5年度にリソースナースの登録、活用システムが開始されました。

リソースナースとリソースナースの派遣を希望する施設との間をつなぎ、地域の人々の健康づくりに貢献することを目的としています。看護師同士の連携が深まることにより、利用者様がより安心して満足できる、質の高いケアの実践につながると 생각합니다。



リソースナースの詳細は岩手県看護協会のHPから





ご存じですか？ 看護職賠償責任保険制度 掛け金は1年間で2,650円



日々の看護業務で起こりうるトラブルやリスクから

あなたは守られていますか？



賠償事故、業務中のケガ等による入院や通院に加え、ハラスメントを受けた場合の法律相談費用・弁護士費用も補償されます!!

皆さまが、日々の業務に安心して従事できるように、医療事故が発生した場合には、保障と適切なサポート体制の確保ができます。

入会は、日本看護協会の会員であることが、条件となります。
詳しい内容は、日本看護協会のホームページからも確認できます!!



～来るべき季節に向けて～

薬剤師さんから、こんなお話をききました



冬は1年の充電の季節と言われます。体力・精神力を消耗させる大事は避け、ゆったりと体内にエネルギーを蓄えましょう。食は心身の基本と言われます。「明るい気持ちで食事をする」とホルモンや消化酵素の分泌が促進されます。冬の間には体力をつけて、良い春を迎えましょう。



病院や介護施設等では、看護師不足が続いています。2025年には看護職員が6万～27万人程度不足するとの推計も発表されています。

看護師養成のあり方や復職の支援、働き方や地域偏在の対策など、厚生労働省や日本看護協会も取り組みを進めています。時代の変化に合わせた事業計画が順調に進むよう看護師職能委員会Ⅱも保健師職能、助産師職能、看護師職能Ⅰの委員会と連携を図り取り組んでいきます。

今後ともご協力をお願いいたします。

令和5年度看護師職能委員会Ⅱ

担当理事：千葉 香

委員長：井上 和子（所属：中津川病院）

副委員長：畠山美由紀（所属：盛岡南病院）

委員：山崎 秀子（所属：介護老人保健施設敬愛荘）

大澤 眞子（所属：鶯宿温泉病院）

佐々木理絵（所属：訪問看護ステーションこうじん）

岩館 葉子（所属：介護療養型老人保健施設 圭友）

